

令和3年第3回にかほ市議会臨時会会議録（第1号）

1、令和3年4月27日第3回にかほ市議会臨時会がかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

1 番	齋 藤 光 春	2 番	佐々木 孝 二
3 番	小 川 正 文	4 番	伊 東 温 子
5 番	齋 藤 聡	6 番	齋 藤 進
7 番	森 鉄 也	8 番	洪 谷 正 敏
9 番	佐 藤 直 哉	10 番	宮 崎 信 一
11 番	佐 藤 治 一	12 番	佐々木 正 勝
13 番	佐々木 春 男	14 番	佐々木 敏 春
15 番	伊 藤 竹 文	16 番	佐 藤 文 昭
17 番	菊 地 衛	18 番	佐 藤 元

1、本日の出席議員（ 17 名 ）

1 番	齋 藤 光 春	2 番	佐々木 孝 二
3 番	小 川 正 文	4 番	伊 東 温 子
5 番	齋 藤 聡	6 番	齋 藤 進
7 番	森 鉄 也	8 番	洪 谷 正 敏
9 番	佐 藤 直 哉	11 番	佐 藤 治 一
12 番	佐々木 正 勝	13 番	佐々木 春 男
14 番	佐々木 敏 春	15 番	伊 藤 竹 文
16 番	佐 藤 文 昭	17 番	菊 地 衛
18 番	佐 藤 元		

1、本日の欠席議員（ 1名 ）

10 番 宮 崎 信 一

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 山 田 克 浩 次 長 須 田 益 巳
班 長 兼 副 主 幹 今 野 真 深

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長 市 川 雄 次 副 市 長 本 田 雅 之

教 育 長	齋 藤 光 正	総 務 部 長 (危機管理監)	佐 藤 正 之
企 画 調 整 部 長 (地方創生政策監)	佐 藤 喜 仁	市 民 福 祉 部 長	須 田 美 奈
農 林 水 産 部 長	村 上 司	建 設 部 長	阿 部 光 弥
商 工 観 光 部 長	齋 藤 和 幸	教 育 次 長	畠 山 真 姫 子
消 防 長	加 藤 十 二	会 計 管 理 者	須 田 徹
総 務 課 長	佐々木 俊 孝	税 務 課 長	早 水 和 洋
総 合 政 策 課 長	齋 藤 稔	ま ち づ くり 推 進 課 長	加 藤 潤
商 工 政 策 課 長	竹 内 健	市 民 課 長	佐々木 修
健 康 推 進 課 長	齋 藤 晴 美	子 育 て 支 援 課 長	齋 藤 和 也

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第1号

令和3年4月27日（火曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第1号 令和2年度にかほ市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第4 議案第39号 にかほ市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第2号）
- 第5 議案第40号 にかほ市税条例等の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第3号）
- 第6 議案第41号 にかほ市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第4号）
- 第7 議案第42号 令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第17号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第5号）
- 第8 議案第43号 令和2年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第5号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第6号）
- 第9 議案第44号 令和2年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第7号）
- 第10 議案第45号 令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）について
- 第11 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号に同じ

午前10時30分 開 会

●議長（佐藤元君） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名です。定足数に達していますので、会議は成立します。ただいまから令和3年第3回にかほ市議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、8番渋谷正敏議員、9番佐藤直哉議員を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題にします。議会運営委員長の報告を求めます。伊藤竹文議会運営委員長。

【議会運営委員長（15番伊藤竹文君）登壇】

●議会運営委員長（伊藤竹文君） 改めまして、おはようございます。

去る4月20日火曜日に議会運営委員会を開催し、本日の臨時会について協議しておりますので、内容を御報告いたします。

本日の議案は、配付されておりますとおり、報告第1号令和2年度にかほ市水道事業会計予算繰越計算書の報告についての報告1件及び議案第39号にかほ市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第2号）から議案第45号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）についてまでの議案7件であります。

議案第45号の令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）については、国の低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の給付事業交付要綱の4月1日適用を受け、当該給付金を早期に支給するための事案や新型コロナウイルス感染症対策事業を早期対応する事案であります。

なお、この2事業については、前年度事業のリメイク版でもあります。

また、それ以外につきましては、法改正への対応、年度末の決算見込みの調整等の報告となっております。

以上のことから、会期は本日1日限りとし、議案を委員会付託せずに本会議において提案理由の説明、議案質疑、討論、採決を行うこととして議会運営委員会で決定しております。

なお、質疑につきましては、通告なしでも受け付けるものといたします。

以上で報告を終わります。

●議長（佐藤元君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議会運営委員長の報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、会期は議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間に決定しました。

次に、議案の付託についてお諮りします。本日提出されている議案第39号から議案第45号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、本会議において決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定します。

副市長より発言を求められておりますので、これを許します。副市長。

●副市長（本田雅之君） それでは、市議会3月定例会の開会日以降におけます新型コロナウイルス感染症対策本部の取り組み状況につきまして、その概要を報告いたします。

3月8日の第23回対策本部会議におきましては、首都圏の1都3県で緊急事態宣言が継続していることを踏まえまして、1都3県への出張等については真にやむを得ない場合を除き、行わないということを確認しております。

3月29日の第24回対策本部会議では、緊急事態宣言は解除されたものの、変異株ウイルスの発生拡大、それから宮城県や山形県による独自の緊急事態宣言の発令等受けまして、首都圏、関西圏及び宮城、山形両県への出張等については、できるだけ行わないことといたしました。

4月5日以降、複数の都府県にまん延防止等重点措置が適用されました。また、本県でも新規感染者数の増加傾向が見られましたことから、4月12日付で県独自の警戒レベルが「2」から「3」に引き上げられております。これを受け、当市においても4月20日付でイベント等の開催基準等の見直しを行っており、県に歩調を合わせる形で仕事や試験、冠婚葬祭等を除く県外との往来をできるだけ行わないこととしております。

4月23日付で菅総理は、25日から5月11日までを期間として東京都、大阪府、京都府及び兵庫県に対する緊急事態宣言を発出しました。市では24日午前9時、新型コロナウイルス感染症対策本部を法定の本部に切り替えており、本日、第25回目となる対策本部会議を開催する予定としておるところであります。

なお、3月1日付広報にも掲載しておりますが、コロナ差別は絶対に行わないよう、市としても引き続き強く呼びかけてまいります。

また、ワクチン接種に向けましては、先ほど議会前報告ありましたが、担当の市民福祉部のみならず各部局が最大限の連携、協力を図りながら、オール市役所の態勢で対応していくこととしております。報告は以上であります。

●議長（佐藤元君） 日程第3、報告第1号令和2年度にかほ市水道事業会計予算繰越計算書の報告についての報告1件及び日程第4、議案第39号にかほ市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第2号）から日程第10、議案第45号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）についてまでの議案7件を一括議題とします。

朗読を省略しまして、当局からの報告及び提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） 改めまして、おはようございます。

それでは、本日、臨時議会に提案させていただいております議案の要旨について、私から報告並びに提案をさせていただきたいと思っております。

まずは、報告第1号令和2年度にかほ市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。

象潟町大須郷字前田地内及び象潟町洗釜字高田地内における国発注の一般国道7号遊佐一象潟道路事業の進捗状況にあわせ、工事の支障となる水道管の入れ替え工事の予算を繰り越すことについて、このたび地方公営企業法の規定に基づき報告をさせていただくものであります。

次に、議案第39号にかほ市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第2号）についてであります。これは審査の申出の手続等における書面への押印等の見直しを行うことに伴い、所要の整備を行う必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めらるるものであります。

次に、議案第40号にかほ市税条例等の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第3号）及び議案第41号にかほ市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第4号）についてであります。

これはいずれも地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の整備を行う必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めらるるものであります。

次に、議案第42号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第17号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第5号）であります。

令和3年3月31日付で専決処分した令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第17号）について承認を求めらるるものであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億8,924万2,000円を追加し、総額をそれぞれ200億6,166万4,000円とするものであります。

補正予算の内容は、3月補正予算成立後の事業費等の確定による調整が主なものであり、歳入では、交付額の確定により特別交付税2億511万7,000円を増額したほか、国庫支出金の増額は、補助事業費の確定等によるものであり、寄附金の増額は、ふるさと納税の寄附額の確定によるものであります。

また、歳出についても、基金繰入額や市債の確定に伴う財源調整と事業費の確定等による予算の調整であります。

議案第43号令和2年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第5号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第6号）であります。

これは令和3年3月31日付で専決処分した令和2年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第5号）について承認を求めらるるものであります。

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ730万円を減額し、総額をそれぞれ28億3,617万円とするものであります。

補正の内容は、3月補正予算成立後の事業費等の確定による調整が主なものであり、歳入では、県支出金の交付額の確定により保険給付費等交付金の普通交付金3,564万3,000円を減額、特別交付金2,928万円を増額しております。

議案第44号令和2年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第7号）であります。

これは令和3年3月31日付で専決処分した令和2年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について承認を求めるものであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ200万円を追加し、総額をそれぞれ3億3,998万2,000円とするものであります。

補正の内容は、3月補正予算成立後の保険料収入額の確定による調整であり、歳入では、後期高齢者医療保険料を200万円増額しております。

次に、議案第45号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,421万6,000円を追加し、総額をそれぞれ141億3,257万1,000円とするものであります。

補正の内容は、新型コロナウイルス感染症への対応等に要する経費のほか、公共施設等の施設整備及び維持管理に要する緊急的な経費を予算措置するものであります。

歳入では、国庫支出金に子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金1,472万1,000円を計上しております。

歳出の主なものは、総務費では新型コロナウイルス感染症経済対策として、飲食応援消費還元事業に係る委託料など6,762万9,000円を新たに計上しております。

民生費では、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業の給付金として1,470万円を計上しております。

以上、議案の要旨について御説明をさせていただきました。補足説明については、担当の部課長が行いますので、よろしく御審議をいただきたいと思っております。私からは以上です。

●議長（佐藤元君） これから担当部長から補足説明を行います。

初めに、報告第1号について、阿部建設部長。

●建設部長（阿部光弥君） 報告第1号の要旨につきましては、市長の述べられたとおりでございます。

内容につきまして補足説明をいたします。

工事場所ですけれども、象潟町大須郷字前田地内と象潟町洗釜字高田地内の2カ所でございます。大須郷字前田地内では、市道大須郷本線の切り回し道路内に水道管を架設するものであります。洗釜字高田地内では、市道洗釜高田線の水道管を新たに建設されたボックスカルバート内に移設するものであります。以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第39号から議案第41号について、佐藤総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正之君） それでは、議案第39号から御説明いたします。

初めに、議案綴りは3ページからです。

議案第39号にかほ市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第2号）について説明いたします。

お配りしております議案説明資料の1ページ、新旧対照表をご覧ください。

今回の補正は、審査の申出の手續等において、押印の廃止を行うものです。これに伴いまして新旧対照表の現行の条例中、下線部分の第4条第4項を削除及び第8条第5項の下線部分を削除しまして、押印の廃止を行うものであります。

次に、議案綴りは6ページからとなっております。

議案第40号にかほ市税条例等の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第3号）について説明いたします。

今回の改正は、令和3年度の税制改正における地方税法等の一部を改正する法律等が令和3年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、にかほ市税条例についても所要の改正を行う必要があるため専決処分を行ったものです。

説明は、同じく議案説明資料で行いますのでお願いいたします。2ページから関係条例の新旧対照表を載せておりますが、25ページからの資料を使いまして説明いたしますのでお願いいたします。

なお、条項が行き来しますので、資料にありますとおり個人市民税関係、固定資産税関係、軽自動車税関係の3点に分けて説明いたします。

初めに、個人市民税関係についてであります。

個人市民税関係では、住宅ローン控除の拡充、延長を行うこととなっております。新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例につきまして、適用期限が令和16年度分までであったものを令和17年度分まで延長するものであります。

次に、固定資産税関係では、固定資産税の負担調整措置についてであります。宅地など及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間の据え置き年度において価格の下落修正を行う措置、そして商業地等に係ります条例減額制度及び税負担の急増する土地に係る条例減額制度を含めまして、現行の負担調整の仕組みを継続することとしております。その上で新型コロナウイルス感染症により、社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限りまして負担調整措置等により課税標準額が増加する土地については、前年度の課税標準額に据え置く特別な措置を講ずることとしております。

次に、軽自動車税関係についてであります。

一つ目は、環境性能割の税率区分の見直しであります。資料の26ページ、上段の軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直しの現行と改正後の表をご覧ください。ガソリン、ハイブリッド車の基準については、令和3、4年度においては2020年度燃費基準から新たに2030年度燃費基準によって税率の区分を見直しするものであります。

次に、資料の25ページにお戻りください。下から2項目目であります。二つ目は、環境性能割の臨時的軽減の延長であります。これは環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減につきまして、適用期限を9ヵ月延長して令和3年12月31日までに取得したものを対象にすることとしております。

続きまして、資料の26ページ、中段からご覧ください。三つ目としまして、種別割のグリーン化特例の見直しについてであります。グリーン化特例——軽課とも言いますけれども、燃費性能のすぐれた軽自動車を取得した翌年度分の軽自動車税の税率を軽減するものであります。今回の改正によりまして取得期間が令和4年度までとなりましたが、基準の切り替えが行われ、表の改正後のとおり自家用乗用車と27ページの軽貨物自動車においては、対象が電気自動車と天然ガス自動車に限られ、営業用乗用車におきましては燃費基準が2020年度基準から2030年度基準に変更されております。

次に、議案綴りは16ページからとなっております。

議案第41号にかほ市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についての専決処分
の報告及びその承認について（専決第4号）について説明いたします。

こちらにも議案説明資料の28ページ、新旧対照表をご覧ください。

今回の改正は地方税法等の一部が改正されたことに伴いまして、本条例も改正する必要があるため専決処分したものでございます。

内容については、新旧対象表中、現行部分の第2条の2行目の最後から下線部分の延滞金の割合の特例の名称が「特例基準割合」から「延滞金特例基準割合」に改められたことに伴うものであります。以上で補足説明を終わります。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第42号について、企画調整部に関することは佐藤企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐藤喜仁君） それでは、議案第42号専決第5号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第17号）の企画調整部関係について補足説明いたします。

初めに、補正予算書の5ページをお願いいたします。

第2表地方債補正であります。表に記載の象潟庁舎改修事業以下9件の対象事業費の確定に伴い、借入限度額を変更するものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

歳入についてであります。

2款1項1目地方揮発油譲与税408万円の減額と次の2項1目自動車重量譲与税48万2,000円の減額は、国からの交付額の確定により、それぞれ補正するものでございます。

次に、9ページの一番下、9款1項1目地方交付税2億511万7,000円の増額は、特別交付税の交付額が4億511万7,000円と確定したことにより、既定予算2億円との差額を、次のページ、10ページの震災復興特別交付税60万7,000円、そしてその下、10款1項1目交通安全対策特別交付金79万円は、ともに交付額が確定したことにより既定予算との差額をそれぞれ増額するものでございます。

次に、11ページ、16款1項1目一般寄附金8,307万2,000円の増額は、令和2年度のふるさと納税寄附額の実績が6億4,307万2,000円、前年度比で約1.86倍、件数では3万2,808件、前年度比約2.29倍となりましたので、既定予算の5億6,000万円との差額を増額補正するものでございます。

その下、17款2項1目財政調整基金繰入金1,981万5,000円の減額は、歳入歳出の調整により減額するもので、本補正後の財政調整基金の残高は28億3,647万3,000円となります。

12ページ、2目みらい創造基金繰入金、そして3目地域振興基金繰入金、5目の自然エネルギーによるまちづくり基金繰入金は、それぞれ充当する事業費の確定に伴う補正であります。

20款1項市債につきましては、先の第2表地方債補正で説明したとおり、それぞれの起債事業の変更に伴う補正でございます。

続いて、歳出についてであります。14ページをお願いいたします。

2款1項2目財政管理費では、歳入歳出の調整により、財政調整基金への積立金2億5,038万円を、9目企画費の積立金では地域振興基金へ基金利子を積み立てるため1,000円を、11目交流促進事業費では、歳入の一般寄附金で説明いたしましたふるさと納税寄附額の実績にあわせて、みらい創造基金へ8,307万2,000円をそれぞれ増額補正するものであります。なお、4目財産管理費は、庁舎改修事業等の起債の変更に伴う財源振替であります。

企画調整部関係の補足説明は以上であります。

●議長（佐藤元君） 暫時休憩します。再開を10分とします。

午前11時01分 休 憩

午前11時09分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、総務部に関することは総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正之君） それでは、総務部関係について説明いたします。

総務部関係につきましては、歳入のみとなっております。

予算書の8ページの下段をお願いいたします。

3款1項1目利子割交付金16万3,000円の追加となっております。

9ページの上段からであります。

4款1項1目配当割交付金30万1,000円の減額、5款1項1目株式譲渡所得割交付金202万9,000円の追加、その下、6款1項1目地方消費税交付金2,682万円の追加、7款1項1目環境性能割交付金15万5,000円の追加となっております。

13ページをご覧ください。

21款1項1目法人事業税交付金44万1,000円の追加となっております。

以上、それぞれ県からの交付額が確定したことによります予算現額との差額を補正するものであります。

以上で総務部関係の補足説明を終わります。

●議長（佐藤元君） 次に、市民福祉部に関することは市民福祉部長。

●市民福祉部長（須田美奈君） 市民福祉部関係の補足説明を申し上げます。

10ページをご覧ください。

初めに、歳入について補足説明いたします。

13款1項2目衛生費国庫負担金1節保健衛生費負担金325万6,000円の減額は、令和2年度中に新型コロナウイルスワクチン接種に係る負担金の支出が発生しないこととなったことから、相当する歳入

を減額するものです。

続きまして、13款2項3目衛生費国庫補助金1節保健衛生費補助金398万2,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の交付額が確定したことによる増額です。

11ページをご覧ください。

14款2項2目民生費県補助金4節医療給付費補助金442万6,000円の減額は、福祉医療費補助金分として県補助金が確定したことにより減額するものです。

次に歳出です。15ページをご覧ください。

3款4項2目保健衛生費19節扶助費830万円の減額は、福祉医療費等の支払い額の確定により減額するものです。27節繰出金29万1,000円の減額は、国民健康保険事業特別会計事業勘定繰出金の減額で、特定健康診査の実績による減額するものであります。補足説明については以上です。

●議長（佐藤元君） 次に、農林水産部に関することは村上農林水産部長。

●農林水産部長（村上司君） 農林水産部に関する補足説明でございますけども、特に市長の説明したとおりでございますので補足説明はございません。以上です。

●議長（佐藤元君） 次に、商工観光部に関することは斎藤商工観光部長。

●商工観光部長（斎藤和幸君） 商工観光部関係につきまして補足事項は特にございません。

●議長（佐藤元君） 次に、建設部に関することは建設部長。

●建設部長（阿部光弥君） 建設部関係の補足説明をいたします。

歳入からです。

予算書の10ページをお願いします。

一番下の段になります。13款2項5目土木費国庫補助金4,233万2,000円の増額は、今期の大雪に伴い、例年より多大な除雪費を要したことから補助金が交付されるものです。雪寒指定路線の除雪費に対する補助金として333万2,000円、その他路線への臨時特例措置による補助金として3,900万円が交付されます。

11ページです。

上から二つ目の段、14款3項6目土木費委託金211万9,000円の増額は、県道の除雪に伴う委託金で、受託路線の除雪稼働実績により増額するものです。

次に、歳出です。17ページをお願いします。

中段の8款2項5目除雪費3,600万円の減額は、今期の大雪に伴い2回の追加補正をお願いし、除雪対応に当たりましたが、2月22日の定例会初日で承認いただいた追加補正以降、降雪も落ち着き、稼働時間も少なくなったことから、実績により除雪委託料を減額しております。

建設部関係の補足説明につきましては以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、教育委員会に関することは畠山教育次長。

●教育次長（畠山真姫子君） 教育委員会関係に関する補足説明はございません。以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第43号及び議案第44号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（須田美奈君） 議案第43号令和2年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定

補正予算（第5号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第6号）につきましては、先ほど市長が述べたとおりでございますので、補足説明は特にございません。

続きまして、議案第44号令和2年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第7号）につきましても、先ほど市長が述べたとおりでございますので補足説明はございません。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第45号について、企画調整部に関することは企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐藤喜仁君） それでは、議案第45号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）の企画調整部の関係について補足をいたします。

予算書6ページをお願いいたします。

歳入については、18款2項1目財政調整基金繰入金6,927万2,000円の増額は、歳入歳出の調整のため増額するものでありますが、今後、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が交付された折には財源振替する予定であります。

本補正後の財政調整基金の残高は25億6,801万5,000円となります。

続いて、歳出については、7ページが一番上、2款1項11目交流促進事業費の18節負担金補助及び交付金の集会施設整備費補助金85万円、これは樋ノ口自治会館の屋根瓦葺き替え改修工事に対する補助金であります。樋ノ口自治会館は、昭和47年の建設から50年ほど経過する138.6平方メートル（42坪）の木造平屋建ての建物であります。建物の周囲に屋根瓦が落下している状況が発見され、瓦業者の見立てから棟瓦がゆがんで、葺かれてある軒端の瓦面もずれて不揃いになっており、さらに瓦がずり落ちる恐れが心配されると同時に、降雨、雨による影響、浸透もあって、内部では野地板の劣化が進行している状況にあります。屋根結合部の棟部分は、雨の影響を特に受けやすいほか、さらなる瓦の落下の危険性が高い実状にあって、樋ノ口自治会からは早急に改修を行えるような配慮について4月12日に要望書の提出がありました。これを受け現地を確認したところ、緊急度は高いとの判断により、このたびの補正対応として予算計上しているものであります。事業費は165万5,000円が見込まれ、補助率は3分の2、補助額上限となる100万円から過去5カ年間に於ける同補助金の活用があった15万円を控除した85万円と積算をしております。

企画調整部関係の補足説明は以上であります。

●議長（佐藤元君） 次に、商工観光部に関することは商工観光部長。

●商工観光部長（斎藤和幸君） 補正予算書7ページをお開き願います。

歳出2款総務費1項総務管理費14目新型コロナウイルス感染症対策事業費のうち、事業費につきまして6,762万9,000円の新たな計上についてでございます。

まず最初に、お手持に配布の提出議案説明資料の中の最も後ろのページ、31ページをお開き願います。そちらで簡単に御説明申し上げます。

にかほ市飲食応援消費還元事業の実施についてであります。昨年5月中旬から7月末まで「お家でレストラン」を実施いたしました。そのときの事業は、飲食店でテイクアウトを利用された市民にポイントを付与し、ポイントが貯まれば市内で使える商品券と交換できるというものでしたが、それと同様の仕組みで内容を拡充して今回新たに実施しようというものです。事業の名称は「おでか

けレストラン・おうちでレストラン」といたしております。

資料の2項目の事業の概要についてですが、ただいま仕組みについて簡単に申しましたが、今回は商品券の発行総額は5,000万円といたしております。また、昨年はお弁当など、いわゆるテイクアウトや宅配等、持ち帰りのみでございましたが、今年は店内飲食もポイント対象とする点が昨年と大きく変更になった点でございます。

三つ目の利用対象者は、昨年はいかほ市に居住する方のみを対象でございましたが、今年は市内に通勤や通学する方も対象とすることといたしております。

四つ目のポイントを付与する飲食店についてですが、市内に店舗を有する飲食店営業または喫茶店営業である事業者のうち、参加加盟する事業者でございます。昨年の「おうちでレストラン」では88店舗が参加いたしました。今年は店内飲食も可能とするため、それを上回るものと想定いたしております。

五つ目の商品券の利用可能店舗についてでございます。市内に店舗または事業所を有し、参加加盟する店舗等、業種に制限はございません。これから加盟店を募集いたします。昨年は商工会会員店舗や事業者のみでございましたが、今年は商工会会員店舗以外からも広く公募いたします。

六つ目の消費者への還元率、概ね40%とございますが、飲食の都度500円ごとにスタンプ1個を押印いたします。例として、1,200円分の飲食であればスタンプ2個の押印となります。スタンプ台紙にスタンプが15個たまると、つまり7,500円相当の飲食をすると市に郵送し、3,000円分の商品券と交換いたします。還元率は約40%となります。昨年は200円ごとにスタンプを1個押印し、20個、つまりは4,000円分たまると2,000円分の商品券と交換でしたので、昨年の還元率は50%でございました。

七つ目の3,000円の商品券の内訳についてでございますが、大型店以外で使用可能な券が1,000円券2枚、大型店でも使用可能な商品券が1,000円券1枚となっております。

事業期間は、6月1日から8月31日までといたしておりますが、市民に還元分の商品券5,000万円に達し次第、終了することといたしております。

裏面の32ページをご覧ください。

事業のイメージ図です。詳しい説明は省略いたしますが、5,000万円分の商品券を市民に還元するためには、割返しますと1億2,500万円以上が飲食店で消費されることとなります。

予算書に戻りまして、1節報酬から8節旅費までは、当該事業実施に要する会計年度任用職員1名分の雇用に関する経費でございます。10節需用費は、当該事業に要する消耗品費や封筒印刷費等でございます。11節役務費は、応募はがき及び商品券発送用の郵送料でございます。12節委託料6,231万2,000円は、内訳として、二つの業務委託が含まれております。一つは、換金業務等委託料5,863万1,000円を見ております。もう一つは、広告媒体等制作委託料368万1,000円を見ております。そのうち換金業務委託料は、いかほ市商工会へ商品券換金業務委託を予定いたしております。この委託料には、商品券代5,000万円分及び5,000万円に達し次第、期限を設定して締め切ることといたしますが、予備として500万円相当分も含まれております。告知媒体制作委託料は、当該事業専用のウェブサイトやデザイン料等でございます。13節使用料及び賃借料は、事業実施期間中、加盟店舗と資

材のやり取りをするための自動車のリース料でございます。

なお、コロナ対策のこれまでの事業同様、地方創生臨時交付金を財源に想定しておりますが、今回の予算では一般財源で計上し、交付金が決定次第、財源振替を行う予定でございます。以上で補足説明を終わります。

●議長（佐藤元君） 次に、市民福祉部に関することは市民福祉部長。

●市民福祉部長（須田美奈君） 市民福祉部関係の補足説明を申し上げます。

初めに、歳入について補足説明いたします。

予算書は6ページをご覧ください。提出議案説明資料では29・30ページをご覧ください。

歳入14款2項2目民生費国庫補助金2節児童福祉費補助金1,472万1,000円は、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金として増額するものです。説明資料は30ページをご覧ください。低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）事業につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で低所得の子育て世帯に対する生活支援として給付金を支援するものです。対象者は①から③の方々に、給付額は児童1人当たり一律5万円の給付となります。新型コロナウイルス感染症の影響による子育て世帯への支援につきましては、昨年、低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金として今回同様に実施しており、1回目は昨年8月に、2回目は12月に支給を行っておりますが、今年度の事業につきましてもほぼ同じ内容となっております。ただし、給付額につきましては、昨年度は1世帯5万円、第2子以降は1人当たり3万円の加算というものでありましたが、令和3年度事業につきましては児童1人当たり一律5万円となっております。この事業につきましては、全額国庫補助金となっております。

次に、予算書に戻りまして6ページでございます。

14款2項3目衛生費国庫補助金1節保健衛生費補助金22万3,000円の増額は、感染症予防事業費補助金として事業費の3分の2を計上するものです。

次に、歳出です。7ページをご覧ください。

3款2項5目子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費11節役務費2万1,000円、18節負担金補助及び交付金1,470万円は、歳入で説明しました給付金の支給に係る事務費、補助金としてそれぞれ増額補正するものです。内容につきましては、説明資料は29ページとなっております。

8ページをご覧ください。

4款1項3目成人保健事業費12節委託料33万6,000円の増額は、マイナンバー法改正により情報連携の拡大の対象となります新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく住民接種に係る予防接種記録を情報連携するために、既存健康システムの改修に要する経費として計上しております。国庫補助金としての事業費3分の2を歳入に計上しております。

続きまして、4款1項6目環境衛生費10節需用費、修繕料の増額は斎場修理に係るものであります。象潟斎場及び青松苑の修繕費として既存予算から不足する68万円を計上するものであります。内容は、象潟斎場控え室のエアコンの取り替え修繕、青松苑の天窓ガラスに亀裂が入ったことによる緊急取り替え修繕及び屋根の一部が落下していることにより、屋根修繕となっております。補足説明は以上であります。

●議長（佐藤元君） これで補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑には、自己の思いや意見を入れないようにしてください。なお、発言は議員側の演壇で行ってください。

初めに、報告第1号令和2年度にかほ市水道事業会計予算繰越計算書の報告についての報告1件及び議案第39号にかほ市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第2号）から議案第44号令和2年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第7号）までの議案6件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで報告第1号の報告1件及び議案第39号から第44号までの議案6件についての質疑を終わります。

次に、議案第45号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。1番齋藤光春議員。

●1番（齋藤光春君） それでは1番齋藤光春、質疑通告に従って若干具体的な説明を加えながら質問いたします。

2款1項14目新型コロナウイルス感染症対策事業費「飲食応援消費還元事業」（案）（仮称）「おでかけレストラン・おうちでレストラン」の実施に当たり、窮地に追い込まれている飲食店等の支援を行う趣旨は十分に理解しております。昨今、秋田県内や近隣市町村及び本市に隣接する山形県遊佐町や酒田市等にも感染者がまん延し始め、本市にも感染の危機が迫っております。このような中、他県や他地域も感染予防対策指導に苦慮しているようです。今回提案された本事業実施にあたり、十分な対策を検討の上のことと思われまふ。懸念される点について質問いたします。

(1) 昨年に続き今回はテイクアウトや宅配だけでなく、店内での飲食に対してもポイントを付与し、市内で使用できる商品券を市民に還元すると説明資料にあります。他県や他地域では、飲食店等での店内飲食によるクラスターの発生を警戒し、消費還元事業と感染予防対策をセットにしている事例も見られるようです。そこで①から④について伺います。

①本市では事業実施にあたり、消費喚起と感染予防対策をどのように両立させる考えなのか。

②感染予防のために多人数での飲食の自粛が求められていますが、店内飲食での人数制限等の条件は考えているのか。

③夜間の飲食はアルコールを伴うことが多くなることから、事業に関する制限や指導等を考えているのか。

④事業に関し、夜間の営業時間制限等は設けるのか。

(2) ポイント付与の対象が、にかほ市民だけではなく、にかほ市内に通勤・通学する市外の方も対象とすることについてです。

①通勤・通学する市外の方に対してもポイント付与の対象とするとありますが、市外からの観光客や工事、事業等で一時的に本市を訪れている方との区別はどのようにするのか。

②市民と市外の方が一緒に飲食を共にした場合、支払いの際に同一者が支払いをした場合と、一

人一人個々に支払いした場合のポイントの付与は市民のみにするのか。

③商品券がにかほ市内のみでしか使用できないのであれば、市内消費を誘導するために市外の方を対象とすることも考えられるが、どうですかということです。

●議長（佐藤元君） 答弁、商工観光部長。

●商工観光部長（斎藤和幸君） それでは、(1)の①から順にお答えいたします。

①の御質問の消費喚起と感染予防対策についてですが、本事業の実施にあたっては、スタンプ参加飲食店のみならず利用する市民、商品券加盟事業者、それぞれの立場で、まずは感染予防対策を徹底願いたいと考えております。具体的な感染予防対策については、国や県、市などから公的に発出される協力要請や協力依頼などがベースと捉えております。直近では、4月23日付で秋田県から県民に向けて「新型コロナウイルス感染症対策についてのお願い」が発出されており、特に飲食に関しましては一例として大人数、長時間にわたる飲食は避けること、会話を控え、大声を出さない。特にふだん接していない方との会食は注意すること。また、業種ごとの感染症拡大予防ガイドラインに沿った取り組みの徹底などが呼びかけられております。これらのことは、本事業の実施の有無にかかわらず、感染予防対策として当然守っていかねばならないことではありますが、本事業に参画する飲食店や利用する市民、商品券加盟事業者の皆様には、本事業の実施にあわせて周知徹底を図ってまいります。なお、本事業は6月1日からの実施を予定しておりますので、その時点、または事業実施期間中であっても感染症拡大の状況等によっては、事業の見直しや感染対策の強化など必要な対策を適宜講じてまいります。

②の店内飲食での人数制限等の条件は考えているのかの御質問についてですが、本事業の制度の中で人数制限等の条件は付けておりません。①でもお答えいたしましたが、本事業実施の有無にかかわらず、大人数の飲食や集まりは避けていただくよう県からも発出されておりますので、本事業の実施に際しては周知徹底を図ってまいります。事業実施にあたっては、店舗間で判断が異なるなど結果的に現場が混乱しないよう、できるだけシンプルな仕組みでスタートしたいと考えております。しかしながら、これにつきましても事業実施に伴い、感染症拡大の懸念が大きく生じるものと判断された場合には、①でも申しましたが、事業の見直しを含め必要な対策を適宜講じてまいります。

③のアルコールを伴うことの事業に関する制限や指導等、考えているのかの質問ですが、本事業の制度の中でアルコール類に関する制限や指導等は設けておりません。前の②の答弁同様、事業実施にあたっては、店舗間で判断が異なるなど結果的に現場が混乱しないよう、できるだけシンプルな仕組みでスタートしたいと考えております。前の質問同様、今後、国や県、市等の公的な要請等に照らし、必要と判断した場合は事業の見直し等適宜講じてまいります。

④の事業に関して夜間の営業時間制限等は設けるのかの質問についてですが、こちらにつきましても現在のところ制限は考えておりません。

次に、(2)①の市外からの観光客や工事、事業などで一時的に本市に来訪している方との区別はどのようにするのかの御質問についてですが、本市に有する事業所、あるいは学校へ通勤・通学する市外の方を対象とする想定でありますが、本市に住所を有しない観光客や仕事などで一時的に本市

に来訪している方は対象外と考えております。商品券を交換する際の申請はがきに住所、氏名のほかに通勤・通学する事業所名、学校名を記載してもらおう予定でございます。

市民と市外の方が一緒に飲食を共にした場合、ポイント付与は市民のみにするのかの御質問ですが、市に通勤や通学している方を含む市民のみが対象でございます。

三つ目の商品券はにかほ市内のみでしか使用できないのであれば、市内消費を誘導するために市外の方を対象とすることも考えられるがどうかについてでございますが、事業の趣旨でも申し上げましたが、この事業は域内での経済循環モデルとして捉えております。限りある商品券の発行枚数ですので、市民の方から有効に御活用いただきたいと考えております。仮に市外の方も対象にした場合、発行された商品券が期限内に消費されないことも多少なりとも想定され、事業効果が薄れてしまう懸念も考慮いたしております。以上です。

●議長（佐藤元君） 1番。

●1番（齋藤光春君） 今、全国でもこのような飲食を伴うところからのクラスター発生ということでさまざま問題なっています。それで、国や県、それから市でもいろいろ指導を行いながら、こういう飲食に関する対応といますか、こういうのをいろいろ配布されたりして、市民の方でも大変予防対策をとっているようですけども、飲食店ではそれぞれ感染症対策をとりながら手指の殺菌、洗浄、それから検温、アクリル板やビニールシートとかの仕切りできざまな可能な限りのことで頑張ってもらっています。ただですね、前回の補助金、各業者への補助金もらったんですが、それでもですね、その準備の経費がもう足りないということで非常に困っているようです。アクリル板の仕切りなんかの準備でも、注文しても品切れだと。それから、納品が遅れて間に合わないとかですね、それから受注をもう断られたというようなことも大分聞かれるようです。このようなところで頑張ってもらっていますが、皆さんもう御存じだと思いますが、かなりこういうアクリル板やられているところ、ないところ、例えばラーメン屋さんとか寿司屋さんなんていうのは、カウンターでの飲食がありますので非常に効率が悪いというようなことで、どうしたらいいのかって非常に困っているようですけども、先ほどシンプルな仕組みで指導の徹底するということだったんですが、その指導の徹底とは、どのような指導の徹底なのかということを一応。

それから、スタンプのですね台紙の発行はどのような形でやられるのか。例えば市民に配るとかいう、それとも店舗に置いて、それを利用させるのかということをお聞きしたいと思えます。といいますのは、市民以外の人対象外だということなんですけども、店舗で配るというようなことになると、今度は市民なのか、それからここに通勤・通学している人なのか市外の方なのか分らないわけですから、そこら辺のところ。それから、市内の人が市外の方の名前を書いてですね書いたりすることもありますので、その辺はこの経済流通が大きくなれば、別にこちらの方は構わないことなんですけども、そこら辺のところの対応というのはどのように考えているか教えていただけますか。

●議長（佐藤元君） 商工観光部長。

●商工観光部長（齋藤和幸君） まず1番目の指導の徹底については、どのようなものかについてでございますが、これにつきましては、先ほどはアクリル板のことを一つ例に出されておりましたが、

飲食店に関しまして日本フード協会というところが飲食店のガイドラインを定めておりまして、その中では、例えば距離が保てない場合はこういった措置がありますよ、アクリル板が設置できない場合、あるいは換気扇が設置できない場合はこういったことがありますよといったようないろいろなことが書かれておりますので、必ずしも高いお金をかけて準備しなければならないということでもないようですので、そういったことももし御存じのない飲食店があれば、こういった情報も提供してまいりたいと思います。

次に、スタンプの発行についてですが、市民の皆様に対しましては、現在のところ6月1日号の広報と一緒に昨年同様、全戸配布をまずいたしたいと思います。また、そのほかに加盟する飲食店にもスタンプの台紙を置く計画でございます。そのスタンプは応募はがきになっておりますので、スタンプが全部たまりますと市に投函するだけで申請するということになります。それに対しまして市が内容を確認いたしまして商品券を住所地にお送りするということになります。

そこで、齋藤議員の懸念でございましたが、店舗にスタンプ台紙を置いた場合に、市民の方か市外からいらした方かはっきり分からないではないかという御質問についてですが、これは昨年も同様のことでございましたが、当然ながら市民のみ対象ですということは告知ではいたしますが、仮に市外の方、市内に通勤もしてない市外の方がスタンプをためて真に申請していただいても、昨年も商品券はお送りしておりません。今年も同じように考えております。以上です。

●議長（佐藤元君） 1番。

●1番（齋藤光春君） 2点ほどで終わらせていただきます。

一つは、先ほどフード協会でのガイドラインということで、みんなほかの関係業種の方たちは頑張ってるんですけども、こちらの方でこういう事業をやるということになれば、リスクも当然考えた上での事業だと思います。今、非常にですね、例えばそれぞれのお客さんたちに注意を促したとしても、なかなか例えばアルコール入った場合だと、いうこときかないと。その場合は出ていってもらわなくて強い業者さんも東京都内あたりではあったようですけども、それはできないと。お断りするなんていうこともありますのでですね、そのようなことは例えば貼り紙とかですね、こっち、事業実施する方でも各店舗さんに回りましてですね、そういうような指導もしていくとか、状況を見るとかということも必要でないかと思いますが、そこら辺も考えてらっしゃるのか。

それからですね、これ、商品券のことなんですけども、市内の各業種への循環ということで考えられておりますけども、以前のテイクアウトのとき、それから商品券、クーポン券配った時にも、やっぱり偏りが起きるようです。いずれこれ、幅広い業種の循環ということでやられてはいますが、やっぱり飲食店、当然飲食店ということなんですけども、一般の例えば小売業等、それからサービス業等も、かなりやっぱり厳しい状況が続いています。そちらの方にもですねやっぱり行き渡るように、同じ県や国からの補助金であれ、市からの持ち出しであれ、やっぱり我々の血税からの経費投入ですので、各業者への公平にですね経済効果が生まれるような事業実施の遂行をしていただきたいと思います。ただ、例えば各業種への経済効果っていいですか、どれくらいの各業種ごとの割合を見られているのか、商品券の使い方ですね、それから経済的なもの、金額、もし分かりましたら教えていただけますか。

●議長（佐藤元君） 商工観光部長。

●商工観光部長（斎藤和幸君） 最初の御質問の感染のリスクというのが御心配で、飲食店もさまざまな対策はしているけども、アルコールが入ったお客様にはなかなか注意喚起は難しいのではないかとございました。今、我々が本事業の実施にあたりまして考えている、準備する予定のことは一つ、ほかの自治体の参考でもあるんですけども、統一したフォーマットの感染防止対策宣言ということで、このような感染対策を実施してますということで何項目か列記して、お客様にもそれが見える形で、お客様にも注意喚起を呼びかけるというような貼り紙の準備などがないのではないかと今検討しているところでございます。

それから、二つ目の商品券が市内の業種によって大分偏りがあると考えられるが、まず前回の実績はどういったものでしたかというようなことで、御質問の最後にありました各業種ごと、どのような割合で考えているのかといったことかと思いますが、どのような割合で考えているのかというところは、まず前回の実績の報告で代えさせていただきますが、前回の「おうちdeレストラン」の実施の際は、その実績を申し上げますと、商品券が使用された店舗数ですけども、151店舗ございました。商品券の加盟事業者が215店舗でしたので、そのうちの151店舗です。大分類で申しますと、使用割合の大きい順に、小売業が94店舗で62%、続いて宿泊・飲食業、ほぼ飲食業だと思いますが42店舗、28%、生活関連サービス業が6店舗4%、その他の業種は9店舗6%となっております。小売業はどうしても数が多いので、この比率をどう評価するかというのはさまざまあるかと思いますが、小売業での利用が大分類では一番となっております。今回に関しましても基本的には商品券を活用する以上、商品券を使いやすい業種と使いにくい業種というのは、どうしても生じてしまいます。これはこの事業に限ったことではないんですけども、その点はやむを得ないかとは思われます。

また、事業実施にあたって、議員は公平にといい、公平に行き渡るといいうことではあります。それは公平性は担保した上で私たちはこういった機会に事業者側も、例えば特別なキャンペーンを仕掛けるとか、せつかく事業をやるのですから、それに乗じた工夫、誘客手段等を講じていただければ、なお相乗効果が高まるのではないかと考えております。以上です。

【1番（齋藤光春君）「終わります」と呼ぶ】

●議長（佐藤元君） ほかに質疑ありませんか。佐藤治一議員。

●11番（佐藤治一君） 今、質問、回答というかいろいろ聞いてましたけども、私どもこの事業そのものには賛成しております。ただ、ただこの事業のいわゆる飲食に関して多少の疑問を持っている方が結構いるんじゃないかと思えます。要するに、安心して飲食ができる環境というものを整えなければ、これはうまくいかないんじゃないか、例えば今、由利本荘市等でも何か発生してる、それから、県外からもやはり往来はあるといった場合、秋田県でも毎日出てると。こういう状況で、安心して飲食できる感染症対策というのはやっぱり必要じゃないかと考えておりますけれども、この感染症対策はやっぱりいろいろ方法あるとは思いますが、ある意味では見える形の感染症対策もやっぱり必要じゃないかと思えます。そういう中で、例えば確かに応援する、こういう形の応援もありますけども、例えば感染症対策に応援するような考え方、これから持つべきじゃないかと思えますし、そのことについてどのようにお考えか、それを一つ、一点お聞きしたいと思います。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 私からお答えさせていただきますが、ちょっと議案質疑ではなくて一般質問化していることについて少し懸念はありますので、そこはよろしくお願ひしたいと思います。

劇的に1年前と違うのはですね、各店舗の感染予防対策が進んでいるということです。あとは、市民の方々の感染予防に対する備品等、グッズ等ですね、含めてですねかなり進んでいて、この地域、大分このコロナ感染対策は進んでいる地域だというふうに私は思っています。その証拠として、やはりコロナ感染における混乱がこの地域で起きていないということがその一つの証左であろうというふうに思っています。

また、今回のこの事業が緊急事態宣言下では行われぬ。あくまでも6月1日からの事業実施を目的としているということを考えれば、そこまでの間に先ほど言ったような、商工観光部長が答弁したような内容で各店舗への周知徹底、あるいは利用客への周知徹底等の対策も十分にとらせていただく予定にしておりますので、そこら辺を御理解いただきながら御判断をいただきたいというふうに思います。

繰り返しますが、私としては、各店舗におけるコロナ感染対策はかなり進んでいると思いますが、それが全て十分である、完全ではあるというふうには認識はしておりませんので、先ほど商工観光部長がお答えしたような感じで、さらに強化を図っていくという考え方でいるということは御理解いただきたいと思います。

●議長（佐藤元君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議案第45号についての質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

初めに、議案第39号にかほ市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定についての専決処分報告及びその承認について（専決第2号）の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第39号についての討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第39号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第40号にかほ市税条例等の一部を改正する条例制定についての専決処分報告及びその承認について（専決第3号）の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第40号についての討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第40号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第41号にかほ市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第4号）の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第41号についての討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第41号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第42号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第17号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第5号）の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第42号についての討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第42号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第43号令和2年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第5号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第6号）の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第43号についての討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第43号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第44号令和2年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第7号）の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第44号についての討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第44号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第45号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思ひます。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第45号についての討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。この採決は起立によって行ひます。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第43条により、議会で議決されました事件において、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和3年第3回にかほ市議会臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

午後0時12分 閉 会